

本検討会における議事の取扱い等について

- 本検討会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として公開しない。
- 議事要旨については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、構成員の確認を受けた上で公開する。
- 事務局作成資料については、原則として公開するものとする。構成員の提供資料等、事務局作成資料以外の資料については、原則として非公開とする。ただし、機密情報等を削除した上で、資料提供者と相談の上、公開する場合もある。
- 事務局が委員長と相談し必要であると認めるときは、構成員を追加することや、その他の関係者の出席を求めることができる。